

国立大学法人鳴門教育大学共同研究取扱規程

平成16年 4月 1日

規程第 40 号

改正 令和 2年12月 9日規程第49号

(趣旨)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学(以下「本学」という。)における外部の機関(以下「機関」という。)との共同研究の取扱いについては、その他の法令等に定めのある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「共同研究」とは、次の各号に定めるところによる。

(1) 本学において機関から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の役職員が当該機関の研究者と共通の課題について共同して行う研究

(2) 本学及び機関において共通の課題について分担して行う研究で、本学に当該機関から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れるもの

2 この規程において「共同研究員」とは、機関において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者をいう。

(受入れの原則)

第3条 共同研究は、本学の教育研究上有意義であるか、又は社会貢献に寄与することが期待されると認められる場合において、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められ、かつ、優れた研究成果を期待できる場合に受け入れるものとする。

(共同研究員の研究料)

第4条 機関は、本学に派遣される共同研究員の研究料を負担するものとする。

2 研究料の額は、別に定める額とし、月割計算は行わないものとする。

3 同一事業年度内において研究期間を延長することとなる場合には、同一の共同研究員に係る研究料は、改めて徴収しないものとする。

4 既納の研究料は、返還しない。

(共同研究に要する経費等)

第5条 第2条第1項第1号に該当する共同研究に要する経費は、次の各号のとおり取扱うものとする。

(1) 本学は、施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

(2) 機関は、共同研究遂行のために必要となる旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費、光熱水料等の直接的な経費(以下「直接経費」という。)及び当該共同研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費(以下「間接経費」という。)を負担するものとする。この場合において、間接経費は、直接経費の30%に相当する額を標準とする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、30%に相当する額と異なる額とすることができる。

イ 機関が、国等の補助金又は競争的資金等を受け、当該経費により共同研究を実施

することが明確であって、当該経費の制度により間接経費の率又は額が定められている場合

ロ 機関が、特殊法人、認可法人、独立行政法人又は地方公共団体であって、財政等の事情で間接経費を措置できない場合

ハ その他学長が特に認めた場合

(3) 本学は、共同研究の遂行に必要な直接経費の一部を負担することができる。

2 第2条第1項第2号に該当する共同研究に要する経費は、前項に加え、機関における研究に要する経費等は、当該機関が負担するものとする。

(設備等の取扱い等)

第6条 共同研究に要する経費により研究の必要上、本学において新たに取得した設備等は、本学に帰属するものとする。

2 第2条第1項第2号に該当する共同研究において、研究の必要上、機関において新たに取得した設備等は、当該機関に帰するものとする。

3 本学は、共同研究の遂行上必要な場合には、機関からその所有に係る設備等を受け入れることができる。

(機関での研究)

第7条 本学の役職員は、本学において行う研究又は分担して行う研究のために必要な場合には、機関の施設において研究を行うことができる。

2 前項の場合において、本学の教員が当該機関の施設において研究を行う場合は研究用務のための出張として手続きをとるものとする。

(共同研究の申込み)

第8条 共同研究の申込みをしようとする機関は、別記様式第1号の共同研究申請書を学長に提出しなければならない。

(受入れの決定等)

第9条 学長は、前条の申込みがあったときは、当該共同研究を担当する役職員の代表者(以下「共同研究代表者」という。)の意見を聴いた上、当該共同研究の受入れを決定するものとする。

2 学長は、共同研究の受入れを決定したときは、別記様式第2号の共同研究受入決定通知書により当該機関に通知するとともに、共同研究受入決定通知の写しをもって経理責任者に通知するものとする。

(契約書等)

第10条 学長は、共同研究の受入れを決定したときは、当該機関と共同研究に関する契約を締結しなければならない。

2 学長は、契約を締結したときは、共同研究代表者にその旨を通知するものとする。

(共同研究に要する経費等の納付)

第11条 機関は、第4条第2項に規定する研究料、第5条第1項第2号に規定する直接経費及び間接経費を、納付しなければならない。

(研究の中止又は延長)

第12条 共同研究代表者は、当該共同研究を中止し、又はその期間を延長する必要が生じたときは、別記様式第3号の共同研究中止・期間延長承認申請書により学長に申請す

るものとする。

- 2 学長は、前項の申請を受けた場合、天災地変その他共同研究の遂行上やむを得ないと認めるときは、機関の長と協議の上、共同研究を中止し、又は研究期間を延長することを決定し、その旨を共同研究代表者に通知するとともに、変更契約の締結等必要な手続を行うものとする。

(共同研究の中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第13条 前条の規定により共同研究を中止した場合において、第11条の規定により納付された直接経費の額に不用が生じ、機関の長から不用となった額の返還請求があったときは、不用となった直接経費及び間接経費（不用となった直接経費の30%に相当する額）を返還するものとする。ただし、機関からの申し出により中止する場合には、原則として直接経費及び間接経費は返還しないものとする。

- 2 研究期間の延長により納入された直接経費に不足が生じる恐れがある場合は、直接経費及び間接経費の負担について機関の長と協議するものとする。

- 3 本学は、共同研究を完了し、又は中止したときは、第6条第3項の規定により機関から受け入れた設備等を、共同研究の完了又は中止の時点の状態当該機関に返還するものとする。

(知的財産権の出願)

第14条 学長及び機関の長は、共同研究に伴い発明等が生じた場合には、迅速に、相互に通報するとともに、帰属の決定、出願事務等が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

- 2 学長又は機関の長は、共同研究代表者又は共同研究員が共同研究の結果それぞれ独自に発明等を行った場合において、出願を行おうとするときは、当該発明等を独自に行ったことについて、あらかじめ、それぞれ相手方の同意を得るものとする。

- 3 学長及び機関の長は、共同研究代表者及び共同研究員が共同研究の結果共同して発明等を行った場合において、出願を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を締結の上、共同出願を行うものとする。ただし、本学が機関の長から知的財産権を承継した場合は、単独で出願を行うものとする。

(出願費等)

第15条 学長及び機関の長は、前条第3項の共同出願に係る知的財産権に関する出願費、特許料等（以下「出願費等」という。）については、それぞれ持分に応じて負担するものとする。

(知的財産権の実施)

第16条 学長は、共同研究の結果生じた発明等について、本学が承継した知的財産権を機関又は機関の指定する者（以下「機関等」という。）に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。ただし、この期間は必要に応じて更新することができるものとする。

- 2 学長は、共同研究の結果生じた発明等について、機関との共有に係る知的財産権（以下「共有に係る知的財産権」という。）を機関等の同意を得て、機関の指定する者又は本学の指定する者に対して、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。ただし、この期間は必要に応じて更新すること

ができるものとする。

3 学長は、次の各号の一に該当するときは、機関等及び本学の指定する者以外の者に対し、機関等の意見を聴取の上、第1項及び第2項に規定する知的財産権の実施を許諾することができる。

(1) 第1項の規定により、機関等が、本学が承継した知的財産権を優先的実施の期間中、学長と機関の長が定めた期間（以下「一定期間」という。）を超えて、正当な理由なく実施しないとき。

(2) 第2項の規定により、機関の指定する者又は本学の指定する者が共有に係る知的財産権を優先的実施の期間中、一定期間を超えて、正当な理由なく実施しないとき。

4 学長は、前3項の規定により、本学が承継した知的財産権又は共有に係る知的財産権の実施を許諾したときは、実施契約を締結の上、実施料を徴収するものとする。

（完了の報告等）

第17条 共同研究代表者は、当該共同研究を完了したときは、別記様式第4号の共同研究完了報告書を学長に提出するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、その旨を機関に通知するものとする。

（研究成果の公表）

第18条 学長は、前項の研究成果を公表する場合は、知的財産権の取得の妨げにならない範囲において、その時期及び方法等を機関の長と協議の上、定めるものとする。

（秘密の保持）

第19条 学長及び機関の長は、共同研究契約の締結に当たり、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨、定めることができるものとする。

（細則）

第20条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

共 同 研 究 申 請 書

年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

民間機関等の
名称・所在地
代表者

印

下記のとおり共同研究を申請します。

記

1 共同研究の概要等

研 究 題 目						
研 究 内 容						
研 究 の 特 色 ・ 意 義						
この研究に関連する国内及び国外における研究状況						
研 究 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日					
大学における共同研究担当者（代表者には※印を付すこと。）	氏 名	所 属	職	役 割 分 担		
派遣を予定している共同研究員	氏 名	所 属	職	現在の専門	役 割 分 担	経 歴 ・ 研 究 業 績 等
						別紙調書のとおり
実 施 場 所	大 学					
	民間機関等					
機 関 の 主 な 事 業 内 容						
そ の 他 参 考 と な る 事 項						

2 共同研究に要する経費等

(1) 機関が負担する経費の額

(単位：円)

直接経費			間接経費	合計
〇〇費	〇〇費	〇〇費		

(2) 上記経費の積算内訳

区分	員数	単価	金額	備考
直接経費		円	円	
〇〇費				
〇〇費				
〇〇費				
間接経費				
合計				

(3) 機関が提供する設備等

名称	形式・仕様	数量

(4) 2事業年度以上継続する共同研究の場合、機関が負担する直接経費の全体計画
(単位：円)

年度	年度	年度	年度	合計

(注)

- 1 「研究の内容」欄には、共同研究の内容及び方法等について具体的に記入すること。
また、2事業年度以上にわたる場合には、全体計画の内容も記入すること。
- 2 別紙様式による「共同研究員調書」を添付すること。

共同研究員調書

ふりがな 氏名		性別	男女	生年月日 (年齢)	年月日生 (歳)
現住所					
学歴 〔学部相 当以降の もの〕	年月	事項			
職歴	年月	事項			
学会及び社 会における 活動等	年月	事項			
賞罰	年月	事項			
研究業績	年月	著書・論文等の名称	単共 の別	発行所，発表雑誌又は 発表学会等の名称	
備考					

別記様式第2号（第9条関係）

共同研究受入決定通知書

年 月 日

機 関 名 殿

国立大学法人鳴門教育大学長 印

年 月 日付けで申込みを受けた下記の共同研究について、受入れを決定したので、通知します。

記

1 研究題目

別記様式第3号（第12条関係）

共同研究中止・期間延長承認申請書

年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

共同研究代表者

氏 名

印

国立大学法人鳴門教育大学共同研究取扱規程第12条第1項に基づき、下記のとおり共同研究中止・期間延長したいので、申請します。

記

1 研究題目

2 当初の研究期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 中止する日又は延長する期間

4 中止又は延長を要する理由

5 その他参考事項

共同研究完了報告書

年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

共同研究代表者
氏 名

印

下記のとおり共同研究が完了しましたので、報告します。

記

- 1 研究題目
- 2 民間機関等の名称
- 3 研究の内容
- 4 研究期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 研究成果の概要
- 6 その他参考事項